

## 第7 開発許可申請に関する書類一覧表

## 開発行為に関する提出書類一覧表

書 類 名	提出部数	添 付 図 書	関 係 条 文
(開発許可を申請する場合) 開発許可申請書 (別記様式第二, 第二の二ほか)	4 部	(第 8 参照)	法第29条～第33条, 政令第19条～第29条 の4, 省令第15条～ 第27条の5, 県規則 第2条～第7条
(工事を着手する場合) 工事着手届 (第13号様式)	4 部	・開発許可標識(第14号様式)を立てた写真 * (許可段階で工事施行者が未定であり, 工事施行 者の能力に関する申告書(第8号様式)の提出 が許可条件となっている場合は, 工事着手前に 提出が必要)	県規則第10条 県規則第11条
(変更許可申請を行う場合) 開発行為変更許可申請書 (第12号様式の2)	4 部	・開発許可申請書に準ずる(変更に係る図書のみ) ・変更対照図	法第35条の2, 令第 31条, 省令第28条の 2, 第28条の3, 規 則第9条
(軽微な変更を行う場合) 開発行為変更届出書 (第12号様式の3)	4 部	・開発許可申請書に準ずる(変更に係る図書のみ) ・変更対照図	法第35条の2, 省令 第28条の4, 県規則 第9条
(完了公告前に建築物または特定工作物 を建設しようとする場合) 建築制限等解除承認申請書 (第15号様式)	4 部	(1)付近見取図 (2)敷地現況図 (3)建築物又は特定工作物の平面図, 立面図 ・求積図 ・現況写真 ・工程表(造成工事と建築工事を記入したもの) ・建築確認済証の写し ・誓約書(完了公告までの建物使用禁止について)	法第37条, 県規則第 16条
(一般承継人に地位を承継する場合) 地位承継届出書 (第19号様式)	4 部	・許可に基づく地位を承継したことを証する書類	法第44条, 県規則第 21条
(一般承継人以外に地位を承継しようと する場合) 開発行為承継承認申請書 (第20号様式)	4 部	・土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を 施行する権原を取得したことを証する書類 ・その他知事が必要と認める書類 * (非自己用又は1ヘクタール以上の開発は, 申請 者の資力及び信用に関する申告書(第7号様式) も必要)	法第45条, 県規則第 22条
(工事が完了した場合) 工事完了届出書 (別記様式第四)	4 部	(1)工事完了図(土地利用計画図, 造成計画平面図) ・着工前及び完成の対比写真 ・公共施設工事の検査済証の写し ・公告資料(開発区域及び公共施設の地番の一覧表 , 地番の境界が確認できる土地利用計画図との 重ね図, 土地利用計画図のA3縮小図) ・帰属状況説明書	法第36条, 省令第29 条, 県規則第13条
(公共施設を先行して検査する場合) 公共施設工事完了届書 (別記様式第五)	4 部	(確定測量に基づく次の書類) ・従前の公共施設の管理者等一覧表 ・新たに設置される公共施設の管理者等一覧表 ・付替えに係る公共施設の新旧一覧表 ・公共施設工事完了図	法第36条, 省令第29 条, 県規則第13条
(予定建築物等以外の建築物等を建設し ようとする場合) 予定建築物等以外の建築物等の建築等許 可申請書(第18号様式)	4 部	(1)付近見取図 (2)敷地現況図 ・建築物又は特定工作物の平面図, 立面図 ・当該建築物の断面図	法第42条第1項た だし書, 県規則第19条

<p>(建築確認を行うときに適合証明が必要な場合)  開発行為又は建築に関する証明書交付申請書 (第22号様式)</p>	2部		省令第60条, 県規則第24条
<p>(開発登録簿の写しの交付)  開発登録簿の写し交付申請書 (別記第2号様式)</p>	1部		鹿児島県開発登録簿閲覧規則第5条
<p>(開発許可を廃止する場合)  開発行為に関する工事の廃止届出書 (別記様式第八)</p>	4部	(1) 理由書 (自由様式) (2) 現況写真 (3) 現況図, 現況横断図 (4) 土地利用計画図 (一部廃止の場合のみ) (5) 防災工事概要 (開発に一部でも工事をした場合)	法第38条, 省令第32条



## 第 8 開発許可申請書に添付する書類及び 図面一覧表

## 開発許可申請書に添付する書類及び図面一覧表

### 1 一般事項

- (1) 申請書は、正本1通、副本3通とする。ただし、正本は定められた様式（謄本を含む）については原本とし、副本はその写しとする。
- (2) 図面は図面袋の中に折りたたみ、表に図面番号、図面内容を明記し、設計者の記名押印（私印）をすること。
- (3) 申請図書は、下記の番号順により（添付図書を含む）ファイルし、見出しを付けること。

### 2 添付書類等

番号	申請様式名等	様式番号	記載要領及び添付書類
1	開発許可申請書	別記様式 第二 第二の二	<p>ア 開発地域に含まれる地域の名称は、代表地番外〇筆と記入する（里道、水路等も1筆として計上する）</p> <p>イ 開発区域の面積は、小数2位まで記入する</p> <p>ウ 予定建築物の用途は、次のように記入する 宅地のみ分譲 …… 宅地分譲（専用住宅） 建築とも分譲 …… 分譲住宅（専用住宅） パチンコ店 …… 遊技場（パチンコ店）等 *工場、店舗、社会福祉施設等は、具体的な用途を（ ）書きすること</p> <p>エ 工事着手予定年月日は相当の期間をおいた予定日を記入するか、「（許可の日の翌日）」と記入する</p> <p>オ 工事完了予定年月日は「着手の日から〇月間」又は「平成〇年〇月〇日」と記入する</p> <p>カ その他必要な事項 …… 農地法、森林法等の申請状況を記入する</p> <p>◎添付書類 …… 印鑑証明</p>
2	設計説明書	県規則 第1号様式 (表) (裏)	<p>ア 設計の方針… 開発行為の目的、住区、街区の構成、公益的施設の整備の方針等を記入する</p> <p>イ 工区計画… 工区割りする場合、工区ごとに記入する</p> <p>ウ 土地の現況… 土地の地目、その面積、それらの割合等を記入する</p> <p>エ 土地利用計画… 住宅用地、道路、その他公共用地等の実測による計画面積及びその割合を記入する</p> <p>特に区域外の既存施設利用で、公園、排水路（河川、用水路を含む）公益的施設の記入を忘れないこと</p>
3	従前の公共施設の管理者一覧表	県規則 第2号様式	<p>開発区域内の道路（国縣市町村道）、里道、水路等の公共施設を記入する</p> <p>◎添付書類 …… 境界確定調書の写し（国土調査未実施地区のみ）</p>
4	新たに設置される公共施設の管理者一覧表	県規則 第3号様式	<p>道路、公園、上水道、消防水利（防火水槽、消火栓）等、種別ごとに記入する</p>
5	付替えに係る公共施設の新旧一覧表	県規則 第4号様式	<p>開発区域内の道路（国縣市町村道）、里道、水路等の公共施設の付替えがある場合に記入する</p>
6	既存の公共施設管理者の同意一覧表	法第32条第1項 参考様式1	
7	新設公共施設管理予定者等との協議一覧表	法第32条第1項 参考様式2	

8	既存の公共施設管理者の同意書	法第32条第1項 参考様式3	◎添付書類 道路、水路、公園、上下水道、消防水利、取付先道路・水路等計画地の開発行為に関連する全ての公共管理者との協議、同意書
9	新設公共施設管理予定者等との協議経過書	法第32条第2項 参考様式4	◎添付書類 道路、水路、公園、上下水道、消防水利、取付先道路・水路等計画地の開発行為により設置される公共施設を管理することとなる者と協議すること
10	その他協議書、同意書等		開発行為に関連する、その他の協議書、同意書、承諾書等を添付するア. 雨水流出抑制に対する協議書及び調整池が必要な場合の協議書
11	資金計画書 (非自己用又は1ヘクタール以上の開発のみ)	別記様式 第三	造成工事が2年度にまたがる場合は、年度ごとに記入する ◎添付書類 …… 預金残高証明又は融資証明
12	工事費内訳書 (非自己用又は1ヘクタール以上の開発のみ)	県規則 第5号様式	開発区域内の工事費を記入する
13	附帯工事費内訳書 (非自己用又は1ヘクタール以上の開発のみ)	県規則 第6号様式	開発区域外で、開発に関連した工事費（排水路の布設、道路又は河川の改修等）を記入する
14	申請者の資力及び信用に関する申告書 (非自己用又は1ヘクタール以上の開発のみ)	県規則 第7号様式	◎添付書類 1 法人税又は所得税の納税証明書（前年度分） 2 法人の登記簿謄本（個人の場合は履歴書） 3 財務諸表（直前事業年度のもの）
15	工事施行者の能力に関する申告書 (非自己用又は1ヘクタール以上の開発のみ)	県規則 第8号様式	◎添付書類 1 法人の登記簿謄本（個人の場合は履歴書） 2 事業経歴書 3 建設業法第3条第1項の規定により許可を受けているものにあつては、そのことを証する書類 4 開発許可までに工事施行者が未定の場合は理由書
16	設計者の資格に関する申告書 (1ヘクタール以上の開発のみ)	県規則 第11号様式	◎添付書類 1 建築士法等による資格の証明書、卒業証明書等 2 設計経歴欄に記入した工事の設計を申告者が行ったことを証する事業主体発行の証明書
17	開発行為施行同意書	県規則 第9号様式	ア 土地登記簿謄本に記載されている「所有者」の同意 相続、贈与等がなされている場合は、移転登記後の権利者 イ 抵当権、質権、地上権設定等の権利者の同意 ◎添付書類 1 権利者の印鑑証明 2 開発許可までに権利者の同意が得られない場合は理由書
18	開発区域内権利者一覧表	県規則 第10号様式	謄本に記載されている権利（所有権、抵当権、差押え等）及び仮登記等について全て記載すること
19	開発区域内の土地の登記簿謄本		謄本と同意書の名義人が同一であること
20	工事工程計画表 (1ヘクタール以上の開発のみ)		

21	取付先道路の国、 県道までのルート 図		ア 取付先道路の国・県道までのルート図 イ 道路幅員の確認できる資料（写真等）
----	---------------------------	--	--

### 3. 設計図面関係

- (1) 設計図面は別表1（施行規則第16条第4項）及び別表2（県規則第3条第1項）に明示してあることと、下記の表により作成する。
- (2) 字絵図、開発区域図、現況図、各平面図等は、開発区域を赤色実線で表示する、又方位を必ず入れること。

番号	図面種別	縮尺, 根拠法令等	主な記載事項
1	不動産登記法第17条の地図又は公図		ア 市町村長の証明付きとする イ 国土調査が完了している地域については、不動産登記法第17条の地図
2	寄字絵図		ア 開発区域内の字、地番を明示する イ 不動産登記法第17条の地図又は公図が分割されている場合は、開発区域内を一面にした図面を作成
3	開発位置図	1/50,000 以上	市町村の発行している都市計画図等を使用（写しも可）
4	開発区域図	1/2,500 以上	市町村界、字界、都市計画区域界、土地の地番・形状
5	現況図	1/2,500 以上  規則第16条 第4項	ア 開発区域の境界 イ 地形 （ア）標高差を示す等高線 （イ）植生区分 ウ 開発区域内及び開発区域周辺の公共施設 （ア）建築物及び既存擁壁等の工作物の位置及び形状 （イ）開発区域内及び開発区域周辺の道路、公園、緑地、広場、河川、水路、取水施設その他公共施設並びに官公署、文教施設その他公共施設の位置及び形状 （ウ）道路の幅員、道路交点の地盤高、河川又は水路の幅員 エ 令第28条の2第一項に規定する樹木の集団の状況 （ア）令第28条の2第一項に規定する樹木及び樹木の集団の位置（1ヘクタール以上の開発のみ） オ 令第28条の2第二号に規定する切土又は盛土を行う部分の表土の状況 （ア）令第28条の2第二号に規定する切土又は盛り土を行う部分の表土の位置（1ヘクタール以上の開発のみ） カ 現況写真は図面貼り付け若しくは図面添付（撮影方向を明示） キ 自然がけ、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地等



6	土地利用計画図	1/1,000 以上  規則第16条 第4項	<p>ア 開発区域の境界</p> <p>イ 公共施設の位置及び形状</p> <p>(7) 公園，緑地，広場の位置，形状，面積，出入口及びさく又はへの位置</p> <p>(イ) 開発区域内外の道路の位置，形状及び幅員</p> <p>(ウ) 排水施設の位置，形状及び水の流れの方向</p> <p>(エ) 都市計画施設又は地区計画に定められた施設の位置，形状及び名称</p> <p>(オ) 消防水利の位置及び形状</p> <p>(カ) 遊水池（調整池）の位置及び形状（多目的施設の場合にあつては，専用部分と多目的利用部分の区分）</p> <p>(キ) 河川その他公共施設の位置及び形状</p> <p>ウ 予定建築物等の敷地の形状</p> <p>(7) 予定建築物等の敷地の形状及び面積</p> <p>エ 敷地に係る予定建築物等の用途</p> <p>オ 公益的施設の位置</p> <p>(7) 公益的施設の位置，形状，名称及び面積</p> <p>カ 樹木又は樹木の集団の位置</p> <p>キ 緩衝帯の位置及び形状</p> <p>(7) 緩衝帯の位置，形状及び幅員</p> <p>ク 法面（がけを含む）の位置及び形状</p> <p>ケ 擁壁の位置及び種類</p> <p>コ 自己用，自己業務用の開発行為については建築物の配置</p> <p>サ 宅地分譲等の開発行為は，各宅地区画ごとの面積</p> <p>シ 工区割りをする場合，工区線，工区名を記入</p> <p>ス 開発区域内に，都市計画決定された都市施設（街路，公園等）が含まれる場合は，事前に協議</p> <p>セ 終末処理施設の位置</p> <p>ソ 取付先道路の幅員</p> <p>タ 図面は次の用途により色分け</p> <p>宅地 …… 黄 道路 …… 茶</p> <p>公園 …… 緑， 擁壁 …… だいたい</p> <p>水路 …… 青</p> <p>チ がけがある場合は2Hライン及び30°ライン</p> <p>ツ その他，必要に応じて記入</p>
7	求積図	同上	<p>ア 開発区域の全域並びに従前の公共施設用地，新設の公共施設用地，公益的施設用地，住宅用地及びその他用地の用地別の面積</p>
8	造成計画平面図	同上	<p>ア 開発区域の境界</p> <p>イ 切土又は盛土をする土地の部分</p> <p>(7) 擁壁の位置，種類及び高さ</p> <p>ウ がけ（地表面が水平面に対し30度をこえる角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいう）又は擁壁の位置</p> <p>(7) 法面（がけを含む）位置及び形状</p> <p>エ 道路の位置，形状，幅員及び勾配</p> <p>(7) 道路の中心線，延長，幅員，勾配及び交差点の計画高</p> <p>オ 遊水池（調整池）の位置及び形状</p> <p>カ 予定建築物等の敷地の形状及び計画高</p> <p>キ 各宅地（区画ごと）及び公園の面積，計画高，地盤高</p> <p>ク 図面は別表の申請図書の凡例一覧表により作成</p> <p>ケ 調整池，沈砂地の面積，容量</p> <p>コ 縦，横断線の記入（記号，番号とも）</p> <p>サ 擁壁，土羽，長大法面，排水路</p> <p>シ 図面は，標高，等高線，自然がけ等が明示されたものを使用</p> <p>ス 構造物ごとに色分け</p>

9	造成計画断面図	同上 (可能な限り1/100とする)	<p>ア 切土又は盛土をする前後の地盤面  (ア) 開発区域の境界  (イ) 切土又は盛土をする前後の地盤面  (ウ) 計画地盤高</p> <p>イ 縦, 横断線(記号とも)及び区域境界線</p> <p>ウ がけ(区域外を含む), 擁壁, 道路, 宅盤, 土羽等の位置</p> <p>エ 切土及び盛土の色分け  切土 …… 黄, 盛土 …… 赤</p>
10	排水施設計画平面図	1/500以上 規則第16条第4項	<p>ア 排水区域の区域界  (ア) 開発区域の境界  (イ) 排水区域の区域界</p> <p>イ 排水施設の位置, 種類, 材料, 形状, 内のり寸法, 勾配  (ア) 遊水池(調整池)の位置及び形状  (イ) 都市計画に定められた排水施設の位置, 形状及び名称  (ウ) 道路側溝その他排水施設の位置, 形状及び種類  (エ) 配水管の勾配及び管径  (オ) 人孔の位置及び人孔間距離</p> <p>ウ 水の流れの方向</p> <p>エ 吐口の位置</p> <p>オ 放流先の名称  (ア) 放流先河川又は水路の名称, 位置及び形状  (イ) 予定建築物等の敷地の形状及び計画高  (ウ) 道路, 公園その他の公共施設の敷地の計画高  (エ) 法面(がけを含む)又は擁壁の位置及び形状</p> <p>カ ためますの位置</p> <p>キ 排水施設の断面を決定した流域区分ごとに色分け</p> <p>ク 流域に区域外が含まれる場合は, 3又は4の図面により区域外流域図を作成</p> <p>ケ 開発に関連して区域外の側溝等の改修計画がある場合は, これらの図面も含む</p>
11	給水施設計画平面図	同上	<p>ア 給水施設の位置, 形状, 内のり寸法  (ア) 開発区域の境界  (イ) 給水施設の位置, 形状, 内のり寸法</p> <p>イ 取水方法</p> <p>ウ 消火栓の位置</p> <p>エ 予定建築物等の敷地の形状</p> <p>オ 既設給水管の位置</p> <p>カ 自家用給水の場合は, 取水位置, 受水槽, 配水池の位置</p> <p>キ 施設配管の施工断面図</p>
12	がけの断面図	1/50 以上 法施行規則第16条第4項	<p>ア がけの高さ, 勾配及び土質(土質の種類が二以上であるときは, それぞれの土質及び地層の厚さ)</p> <p>イ 切土又は盛土をする前の地盤面</p> <p>ウ がけ面の保護の方法  (ア) 小段の位置及び幅  (イ) 石張, 張芝, モルタルの吹付け等のがけ面の保護の方法</p> <p>エ 長大法面, 隣接する区域外の自然がけ等について高さ, 勾配, 土質, 法面保護の方法</p> <p>オ 2H, 自然がけの場合の30°ライン(35°ライン)</p>

13	擁壁の断面図	同 上	ア 擁壁の寸法及び勾配 イ 擁壁の材料の種類及び寸法 ウ 裏込コンクリートの寸法 エ 透水層の位置及び寸法 オ 擁壁を設置する前後の地盤面 カ 基礎地盤の土質並びに基礎杭の位置、材料及び寸法 キ 鉄筋の位置及び径 ク 水抜穴の位置 ケ 宅造用製品の別 コ 擁壁コーナー部はコーナー用の構造 サ 必要地耐力 ※ 建築用空洞ブロックを使用するときは、50cm未満であること
14	道路標準横断面図	同 上 県規則第3条第1項	ア 道路の幅員構成及び構造並びに主要な地下埋設物及び路上工作物の占用位置 イ 舗装、路盤の形状、材料、寸法 ウ 幅員、横断勾配
15	排水流末断面図 (1ヘクタール以上の開発のみ)	同 上	ア 下水放流先の名称並びにその高水位及び平均水位 イ 開渠、暗渠、落差工、ためます等種類別ごと ウ トラフ、現場打ちコンクリート、ヒューム管の構造別
16	遊水池構造図	同 上	ア 調整池、沈砂池の形状、構造、コンクリート強度 イ 防火水槽（消防法による消防水利の基準では、貯水容量40トン以上）の形状、構造、コンクリート強度
17	土工、法面構造図	1/50 以上	ア 盛土、切土勾配、法面保護工法 イ 盛土の敷きならし、転圧の施工厚さ ウ 軟弱地盤等の置き換え厚さ エ 小段幅、排水工の位置寸法 オ 段切の形状
18	移動土工計画図	1/1,000 以上 県規則第3条第1項	ア 移動土量及びその移動経路 イ 切土及び盛土の色分け 切土 …… 黄、 盛土 …… 赤
19	工事中の防災施設平面図 (1ヘクタール以上の開発のみ)	1/1,000 以上	ア 流水方向及び排水区域並びに仮排水路、仮堰堤、遊水池（調整池）、沈砂池、柵工、地下排水溝、法面保護工等の防災施設の位置、工区
20	工事中の防災施設構造図 (1ヘクタール以上の開発のみ)	1/50 以上	ア 流水方向及び排水区域並びに仮排水路、仮堰堤、遊水池（調整池）、沈砂池、柵工、地下排水溝、法面保護工等の構造
21	公共施設の新旧対称図	1/1,000 以上	ア 開発区域内の道、水路等公共施設の名称、幅員、延長、面積（求積図）※市町村等で境界確定を受ける イ 都市計画法第32条に基づく同意申請がなされたものの、付替えの施設
22	諸計算書、地質調査試験結果報告書		ア 土量計算書 イ 排水流量計算書 ウ 擁壁安定計算書（基礎部を含む） エ 高盛土及び自然がけ等の安定計算書 オ 重要構造物の土質調査結果報告書 カ 軟弱地盤の標準貫入試験や、サウンディング試験等の結果報告書 キ 調整池及び沈砂池容量決定計算書（公共施設管理者との協議書に添付すること）

4 開発登録簿への添付図面

- (1) 下表の図面は開発登録簿に添付するため申請書には綴じ込まずに提出すること。
- (2) 1部作成すること。

番号	図面種別	縮尺等	主な記載事項
1	開発位置図（広域，狭域）	任意	ア A3版とする イ 図面左側は広域図とし，右側は狭域図とする ウ 開発区域を赤線で示すこと
2	土地利用計画図		ア A1版作成の土地利用計画図をA3版へ縮小印刷したものとする

開発位置図（広域，狭域）の作成例

